

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（報酬）</p> <p>第2条 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長及びその他の委員並びに非常勤の監査委員（第4条第2項から第4項までにおいて「委員長及び委員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>（月額をもって定められた報酬の支給方法）</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 委員長及び委員（選挙管理委員会補充員を除く。<u>次項及び第4項において同じ。</u>）には、その職に就いた日からそれぞれ報酬を支給する。</p> <p>3 委員長及び委員が任期満了、辞職、失職、<u>解職、死亡等によりその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。</u></p> <p>4 <u>委員長及び委員が疾病等により月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあっては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れたときにあっては、その職を離れた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。</u></p> <p>（就職した日又は離職した日の属する月の報酬の額の算定方法）</p> <p>第5条 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長若しくはその他の委員（選挙管理委員会補充員を除く。）又は非常勤の監査委員（以下この項及び次項において「委員長又は委員」という。）の職に就いた日及び委員長又は委員の職を離れた日の属する月の当該者に支給すべき報酬の額は、その月において当該者が在職した職の在職日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、委員長又は委</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長及びその他の委員並びに非常勤の監査委員（第4条第2項及び第3項において「委員長及び委員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 委員長及び委員（選挙管理委員会補充員を除く。）には、その職に就いた日からそれぞれ報酬を支給する。</p> <p>3 委員長及び委員（<u>選挙管理委員会補充員を除く。</u>）が任期満了、辞職、失職、<u>解職等によりその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その月の末日まで報酬を支給する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長若しくはその他の委員（選挙管理委員会補充員を除く。）又は非常勤の監査委員（以下この項及び次項において「委員長又は委員」という。）の職に就いた日及び委員長又は委員の職を離れた日の属する月の当該者に支給すべき報酬の額は、その月において当該者が在職した職の在職日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、委員長又は委</p>

員の職に就いた日が月の初日である場合及び委員長又は委員の職を離れた日が月の末日である場合は、この限りでない。

2 ~ 4 〔略〕

員の職に就いた日が月の初日である場合、委員長又は委員の職を離れた日が月の末日である場合及び死亡により委員長又は委員の職を離れた場合は、この限りでない。

2 ~ 4 〔略〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。